

宮城県精神障害にも対応した地域包括 ケアシステム構築推進事業について

宮城県保健福祉部精神保健推進室

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう医療・障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムをさす。

当事者・家族等に身近な日常生活圏を基本として、市町村を中心に構築を進めることが期待されている。



に も 包 括

本県が取り組む優先課題

「令和4年度第1回宮城県障害者自立支援協議会精神障害者部会」
より

① にも包括の普及啓発

② 関係機関との連携

③ ピアサポートの活用



課題解決のための体制強化が必要

宮城県の精神保健福祉施策推進パッケージ (令和7年度版)

R7.5.15時点

		該当事業 (※)	関係課室	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	取組による目標値
体制強化	障害保健福祉圏域における「にも包括」構築のための体制強化・市町村の取組支援 1(1)(2)(3) 6(1)(2)(3) <R7拡充>	精神保健推進室 保健福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> (市町村・圏域) 協議の場の設置・開催 (モデル地域) コーディネーターの配置 (モデル地域) アドバイザーの配置 	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援事業（国モデル事業） <ul style="list-style-type: none"> (モデル地域以外) アシstantの配置 (モデル地域以外) アドバイザーの配置 					<ul style="list-style-type: none"> 協議の場の設置・開催 (R7年度末) 35市町村(100%) 7圏域(100%) モデル地域におけるコーディネーター・県密着アドバイザーの配置 (R7年度末) コーディネーター4人 アシstant5人 アドバイザー10人
	保健福祉人材の育成（市町村職員・障害福祉サービス事業者等） 市町村担当者会議等			<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当者会議、各種研修 					<ul style="list-style-type: none"> 市町村担当者会議の開催 年1回以上 各種研修 年1回以上
地域移行	地域生活支援関係者等に対する研修 2	精神保健推進室	<ul style="list-style-type: none"> (県全域) 地域生活支援関係者研修 						<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援関係者研修 県全域、圏域 各年1回以上
	地域移行を推進する病院等の体制整備 6(4)				<ul style="list-style-type: none"> (モデル地域) 療養生活継続支援加算算定 病院等に対する補助 				<ul style="list-style-type: none"> モデル地域における療養生活継続支援加算算定 病院数 (R8年度末) 6病院
環境整備	入院者訪問支援事業（訪問支援員の派遣等） 5 <R7拡充>	精神保健推進室	<ul style="list-style-type: none"> 入院者訪問支援員の養成 (モデル地域) 入院者訪問支援員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> (県全域) 入院者訪問支援員の派遣 					<ul style="list-style-type: none"> 本事業利用入院者数 (R6年度末) 2人 (R7年度末) 10人 (R8年度末) 25人 本事業利用による1年以内退院患者数 (R8年度末) 10人以上
	県全域における受入体制拡充支援（訪問看護・デイケアの開設等） 医療政策課 県立病院再編室								
普及啓発	県全域における民間事業者のグループホーム等の整備支援 7 <R7新規>	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 調査、調査結果の分析 支援スキームの検討 						<ul style="list-style-type: none"> 本事業利用による施設整備数(仮) (R10年度末) 共同生活援助 ●か所
	心のサポーター養成 3(1)(2) <R7拡充>				<ul style="list-style-type: none"> 心のサポーター養成研修（地域、教育、企業等） 指導者養成研修 				<ul style="list-style-type: none"> 心のサポーター養成者数 (R6年度末) 100人 (R7年度末) 500人 (R8年度末) 2,500人 心のサポーター指導者数 (R8年度末) 250人
	ピアサポートの活用 4	精神保健推進室	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポート活動調査、分析 ピアサポート活動団体等に対する補助 						<ul style="list-style-type: none"> ピアサポート養成者数 (R8年度末) 10人 ピアサポートの活用に取り組む市町村・障害福祉サービス事業所数 (R8年度末) 35市町村 10事業所
	学校教育における「共生社会」の実現、障害を理由とする差別解消に向けた啓発活動 3(1)(2) <R7拡充>				<ul style="list-style-type: none"> 心のサポーター養成研修（教員） 				<ul style="list-style-type: none"> 心のサポーター養成者数（再掲） 心のサポーター指導者数（再掲）
各年度配分 (令和6~10年度)				43,000千円	100,000千円	250,000千円	300,000千円	307,000千円	社会福祉基金 10億円

※事業内訳 … 1地域精神保健医療体制整備事業 (1)協議の場の設置・運営、(2)アセスメント・評価、(3)にも包括構築推進センターの派遣 2地域生活支援関係者等研修事業 3普及啓発事業 (1)心のサポーター養成事業、(2)精神保健福祉普及啓発事業

4当事者・家族等の活動支援・ピアサポート活用事業 5入院者訪問支援事業 6モデル地域等体制整備事業 (1)コーディネーターの配置、(2)アシstantの配置、(3)都道府県密着アドバイザーの配置、(4)地域移行推進体制整備事業 7受入体制拡充支援事業

令和7年度事業概要

R7年度当初：101,500千円

R6年度当初：49,204千円（対前年度比52,296千円）

1 地域精神保健医療福祉体制整備事業

- (1)県全域・圏域の協議の場の設置・運営等 [2,144千円]
- (2)にも包括構築状況の評価 [280千円]
- (3)にも包括構築推進センターの派遣 [773千円]

2 地域生活支援関係者等研修事業 [1,692千円]

3 普及啓発事業

- (1)心のセンター養成事業（地域・教育・企業等の対象拡大）[2,522千円] [拡充]
- (2)精神保健福祉普及啓発事業（にも包括の普及啓発）[6,402千円] [拡充]

4 当事者・家族等の活動支援・ピアサポート活用事業 [5,504千円]

- (1)精神障害の当事者・家族等の活動支援及びピアサポート活用事業補助金
- (2)ピアセンター・当事者等が活躍できる場の検討

5 入院者訪問支援事業 [11,846千円] [拡充] ※県内すべての精神科病院に対象拡大

入院者訪問支援員の養成、市町村長同意の医療保護入院者等に対する訪問支援

6 モデル地域等体制整備事業 [54,873円] [拡充] ※モデル地域以外に取組拡大

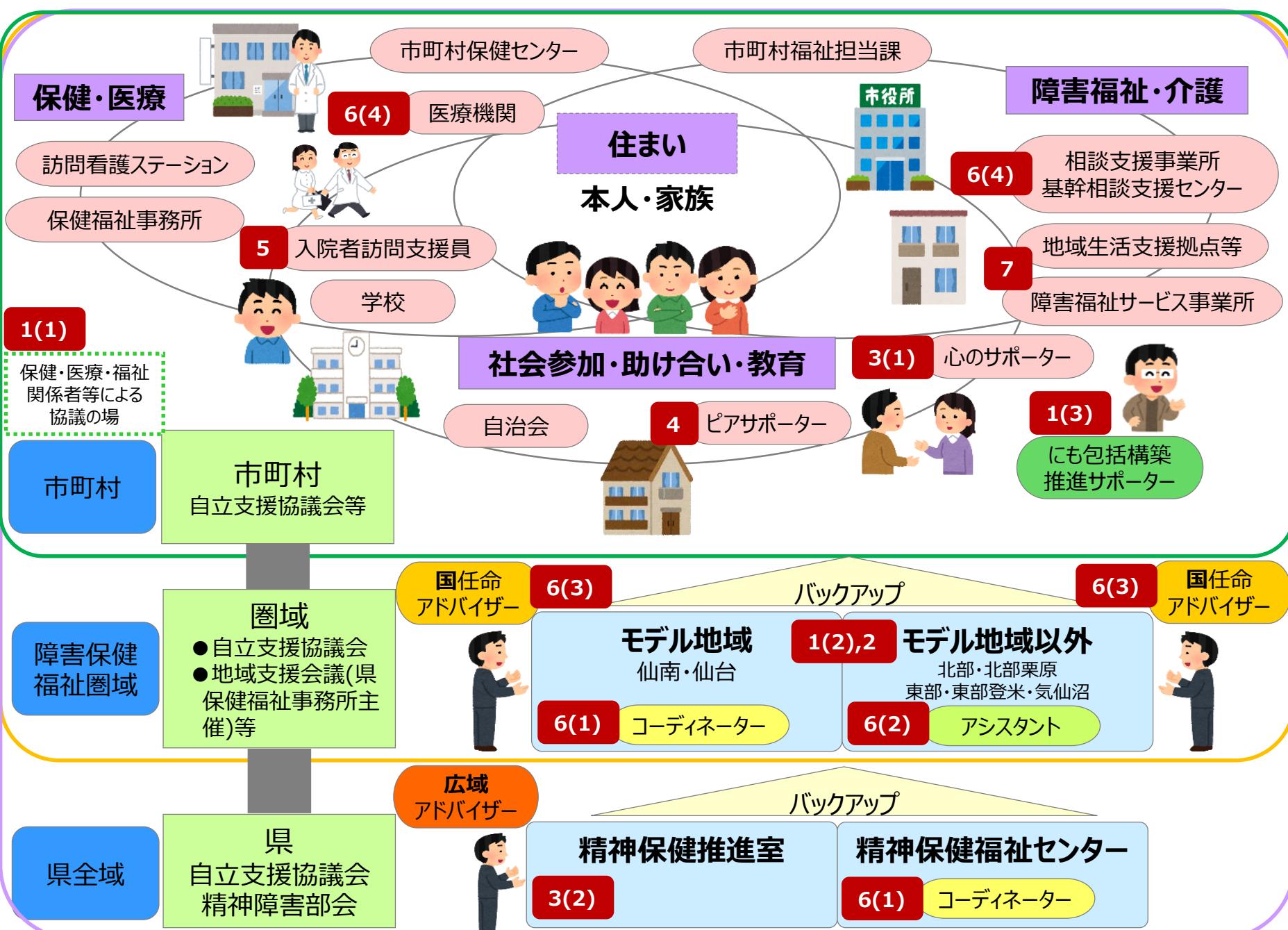
- (1)コーディネーターの配置（モデル地域・精神保健福祉センター）
- (2)アシスタントの配置（モデル地域以外）
- (3)都道府県等密着アドバイザーの配置（県全域）
- (4)地域移行推進体制整備事業補助金

精神障害にも対応した地域包括ケア
システム構築支援事業〔国支援事業〕
の活用

7 受入体制拡充支援事業 [15,464千円] [新規]

県内のグループホーム・日中活動（就労継続支援等）の施設整備支援に関する実態調査

令和7年度精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の実施体制



1 地域精神保健医療福祉体制整備事業

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

(県全域・圏域・市町村の協議の場の設置・運営等)

目的	にも包括の推進、社会資源の整備等を含む地域課題の検討・共有、課題解決に向けた目標設定、取組の評価
実施主体	<ul style="list-style-type: none">● 県単位…精神保健推進室（宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会）● 圏域単位…各保健福祉事務所・地域事務所（※）● 市町村単位…各市町村 <p>※「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」で定める障害保健福祉圏域。</p> <p>➢ 仙台地域は、塩釜・岩沼・黒川の3地区全体で設置。地区ごとの部会設置也可。</p> <p>➢ 栗原・登米地域は、圏域内に既存する同等組織への位置づけ也可。</p>
R 6 実績	<ul style="list-style-type: none">● 県単位…設置済、2回開催● 圏域単位…7圏域すべて設置済（仙台地域は、塩釜・岩沼・黒川の地区ごとに設置） 5圏域1地区で開催、<u>当事者が参加している圏域なし</u>● 市町村単位…35市町村中31か所設置済（前年比6か所増） 未設置4か所（角田市、大河原町、大崎市、美里町）

<圏域毎の設置状況>

	仙南	仙台			大崎	栗原	石巻	登米	気仙沼	仙台市	合計
		塩釜	岩沼	黒川							
圏域	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7
市町村	7	5	4	4	3	1	3	1	2	1	31
単独	7	0	4	2	3	1	1	1	2	1	22
共同	0	5	0	2	0	0	2	0	0	0	9

障害保健福祉圏域	構成市町村
仙南地域	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町（2市7町）
仙台地域	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村（6市7町1村）
大崎地域	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町（1市4町）
栗原地域	栗原市（1市）
登米地域	登米市（1市）
石巻地域	石巻市、東松島市、女川町（2市1町）
気仙沼地域	気仙沼市、南三陸町（1市1町）

「みやぎ障害者プラン（令和6年度から令和11年度まで）」より引用

(2) にも包括構築状況の評価 (ReMHRAD等による実態把握・地域アセスメント・評価等)

目的	<p>にも包括構築状況の実態把握、地域アセスメント、評価</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 協議の場における検討、評価の基礎資料となるもの➤ 市町村支援等において活用
実施主体	<ul style="list-style-type: none">● 県（精神保健推進室、精神保健福祉センター、各保健福祉事務所・地域事務所・支所）● 市町村
活用データ例	<ul style="list-style-type: none">● 県にも包括構築の評価計画（R6～8年度定量的評価）参照<ul style="list-style-type: none">➤ ReMHRAD（リムラット） 掲載先：地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース https://remhrad.jp➤ 精神保健福祉資料（630調査） 掲載先：国立精神・神経医療センター https://www.ncnp.go.jp/nimh/seisaku/data/630.html➤ 厚生労働省による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築アンケート調査」 (市町村対象、年1回実施)

(3) にも包括構築推進センターの派遣

目的	市町村におけるにも包括構築の支援			
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健推進室（宮城県精神保健福祉協会に委託） 市町村 			
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等が実施するにも包括に関する会議・研修等の技術支援（企画等への助言、講師） 個別事例の支援に関する技術支援（事例検討会等におけるコンサルテーション）等 ※保健福祉事務所・地域事務所・支所は、市町村が本事業を活用できるよう周知・相談を行う。 <pre> graph LR A["市町村等 研修 事例検討会"] -- "サポーター派遣依頼" --> B["宮城県精神保健福祉協会"] B -- "サポーター派遣" --> A </pre>			
R6 実績	市町村	回数	内容	構築推進センター
	美里町	1回	にも包括に関する研修	なごみの里サポートセンター 統括施設長 姉歯純子氏
	山元町	2回	協議の場の企画検討 協議の場への参加	社会福祉法人ありのまま舎 センター長 佐々木晃氏

2 地域生活支援関係者等研修事業

目的	精神障害者等の地域移行・地域生活支援の促進、にも包括の普及啓発、地域生活支援関係者間の連携強化等
実施主体	<ul style="list-style-type: none">● 県（精神保健福祉センター、各保健福祉事務所・地域事務所）
内容	<ul style="list-style-type: none">● 全体研修● 地域別又は地区別研修<ul style="list-style-type: none">対象：精神科医療機関、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所、居住支援事業所、行政等の職員、当事者・ピアソーター、家族等内容：精神科病院入院者の地域移行・地域定着支援 当事者・ピアソーター等との協働によるにも包括構築の取組 措置入院者等の退院後の医療継続支援 等
R6実績	<ul style="list-style-type: none">● 全体研修（精神保健福祉センター主催）…1回開催● 地域別研修（各保健福祉事務所・地域事務所主催）…4圏域で各1回開催

3 普及啓発事業

(1) 心のサポーター養成事業（地域・教育・企業の対象拡大）

目的	精神疾患や精神障害等に対する理解促進、「メンタルヘルス・ファーストエイド」（心の応急処置）の理解促進
実施主体	<ul style="list-style-type: none">● 県（精神保健推進室、精神保健福祉センター、各保健福祉事務所・地域事務所・支所）● 市町村 等
内容	<p>① 心のサポーター養成研修 対象：地域住民、教育（教員）、企業等</p> <p>② 心のサポーター指導者養成研修（国主催研修の受講） 対象：保健師・看護師・精神保健福祉士・心理士等の精神保健に携わる者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（令和7年9月以降）</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 地域向けに「みやぎ出前講座」を実施（保健福祉事務所の保健師等が講師担当）➢ 企業向けに心のサポーター養成研修を実施（日本精神科看護協会宮城県支部に委託、産業保健総合センターと共催） <p>研修修了者に対して、ここサポリング と ここサポステッカー（掲示用） を配布</p>



● 心のサポーター数（累計）…375人（前年比344人増）〔R6目標値…100人〕

県主催			市町村共催		
地域支援関係者	3回	166人	富谷市	1回	50人
企業（大塚製薬）	1回	31人	大和町	1回	51人
教育（宮城大学）	1回	19人	大郷町	1回	27人

● 心のサポーター指導者数（累計）…132人（前年比110人増）〔R8目標値…250人〕

<圏域毎の内訳>

	仙南	仙台			大崎	栗原	石巻	登米	気仙沼	その他	合計
		塩釜	岩沼	黒川							
心のサポーター数	24	19	16	173	22	5	43	6	9	58	375
心のサポーター指導者数	9	8	11	16	12	2	10	5	6	53	132

心のサポーター養成の仕組み

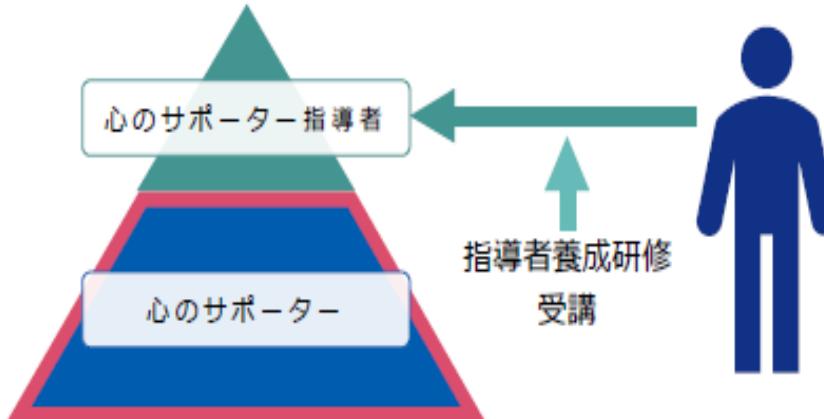
※心のサポーターの養成体制

◎心のサポーター指導者

- ・精神保健に携わる者
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
・2時間の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

- 2時間の実施者養成研修を受講

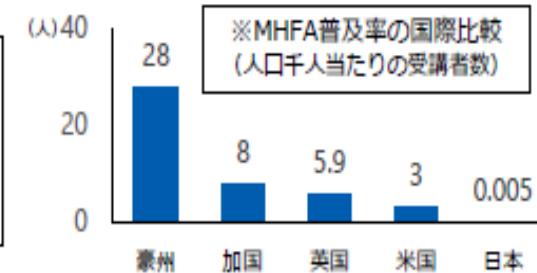


- ・医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の精神保健に携わる者
- ・メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者 等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）

⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、
2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用（座学+実習）



(2) 精神保健福祉普及啓発事業（にも包括の普及啓発）

目的	精神疾患や精神障害等に対する理解促進、にも包括の普及啓発
実施主体	<ul style="list-style-type: none">精神保健推進室（宮城県精神保健福祉協会等に委託）
内容	<ul style="list-style-type: none">にも包括ポータルサイトの設置・運営精神保健医療福祉サービスガイドブックの作成多様な精神疾患啓発ポスターの作成地域別講演会（5圏域/開催場所は市町村と調整）全体シンポジウム
R6実績	<ul style="list-style-type: none">地域別講演会（亘理町）…1回開催全体シンポジウム…1回開催啓発パンフレットの作成ギャンブル依存症啓発ポスターの作成多様な精神疾患の啓発（世界メンタルヘルスデー、ギャンブル等依存症問題啓発週間、アルコール関連問題啓発週間、てんかんパープルデー 等）

4 当事者・家族等の活動支援・ピアサポート活用事業

(1) 精神障害者の当事者・家族等の活動支援及びピアサポート活用事業補助金

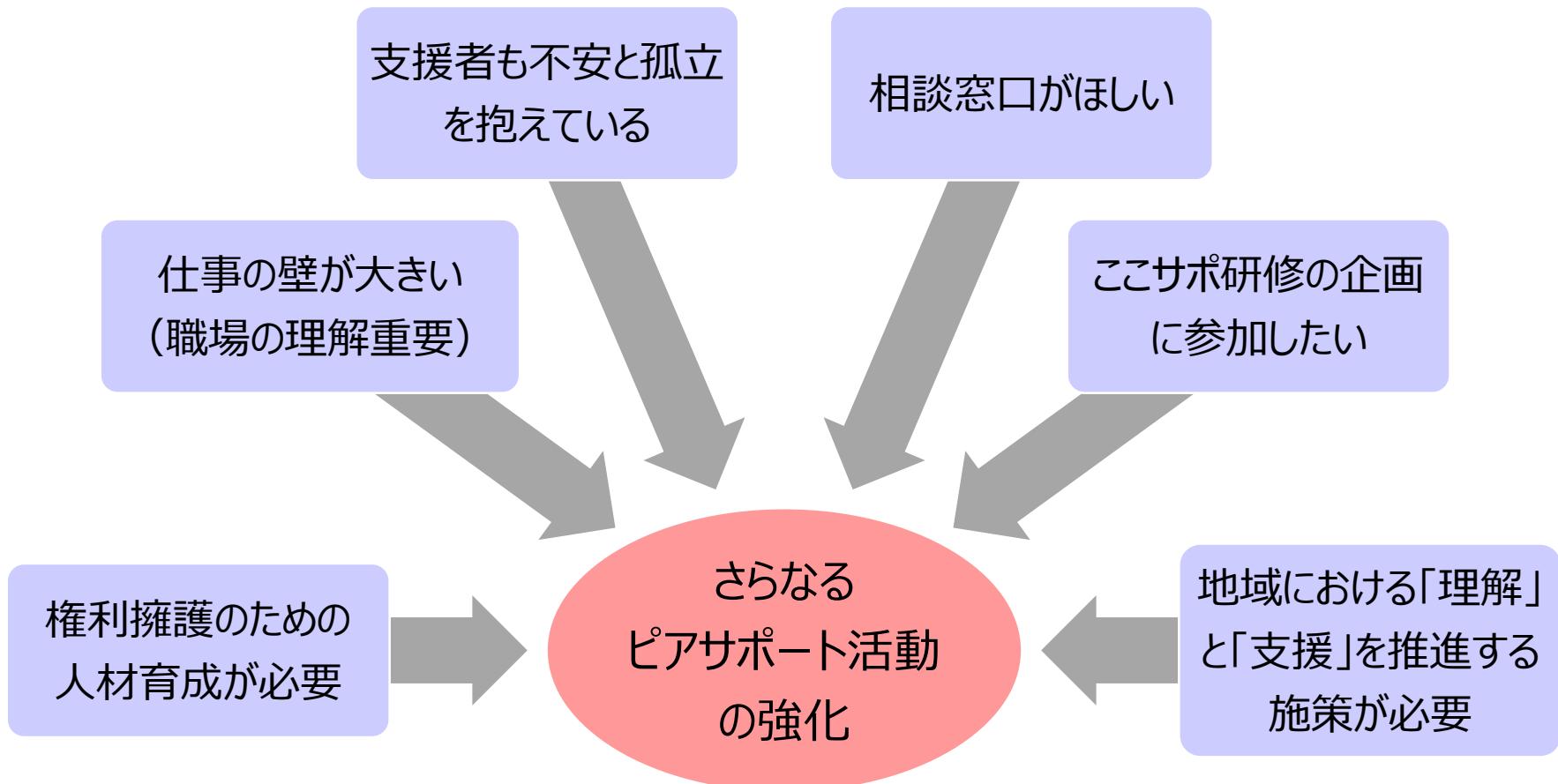
目的	ピアサポート活動の支援、ピアサポート活動の活性化
対象	県内の ● 精神障害のピアサポート活動団体（当事者・家族会等） ● ピアサポート活動を行う障害福祉サービス事業所
内容	● ピアサポート活動経費の助成（補助率10/10,補助限度額1団体あたり200千円） 補助対象事業…情報交換会・交流会、研修会・セミナー、個別相談支援、普及啓発 等
R6 実績	● 精神保健福祉関係事業説明会（令和6年5月） ● 精神障害者のピアサポート活用事業補助金説明会（令和6年12月） ● 補助金交付団体数…9団体

「精神保健福祉関係事業説明会」における
当事者・家族等からの意見を事業内容に反映



令和7年度は、
5月15日に開催
(12団体参加)

令和7年度精神保健福祉関係事業説明会における意見交換 精神障害の当事者・家族等からのおもな意見



(2) ピアサポーター・当事者等が活躍できる場の検討

目的	ピアサポート活動の実態把握、当事者等が住民の一員として活躍・交流できる場の創出・拡大
実施主体	<ul style="list-style-type: none">● 県（精神保健推進室、精神保健福祉センター）
内容	<ul style="list-style-type: none">● 県内の精神障害の当事者団体及び家族会・ピアサポーターの実態把握● 当事者自身の経験を活かした交流活動・活躍の場の検討・実施
R6 実績	<ul style="list-style-type: none">● ピアサポート活動の実態調査● ピアサポート作業部会…3回開催 <p>必要施策の検討</p> <p>今後、課題分析及び考察を行う</p>

5 入院者訪問支援事業

目的	精神科病院入院患者のうち、家族等との面会交流の機会が少ない方からの希望に基づき、入院者訪問支援員が精神科病院を訪問して、入院患者の体験や気持ちを丁寧に聴き、生活に関する相談、情報提供等を行い、本人の孤独感や自尊心低下を解消する。
実施主体	<ul style="list-style-type: none">● 精神保健推進室（宮城県精神保健福祉士協会に委託）
内容	<ul style="list-style-type: none">● 入院者訪問支援員の派遣（原則として、専門職と専門職以外の2人1組で訪問）● 実務者会議● 推進会議（宮城県障害者自立支援協議会精神障害部会）● 入院者訪問支援員養成研修● 入院者訪問支援員フォローアップ研修
R 6 実績	<ul style="list-style-type: none">● 入院者訪問支援員の派遣 3件（仙台市内1人、仙台市外2人）● 推進会議 1回● 入院者訪問支援養成研修 2回

精神科病院



第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整

【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として都道府県等が認め、本事業による支援を希望する者



面会交流、支援
傾聴、生活に関する相談、情報提供 等



※2人一組で精神科病院を訪問

都道府県等による選任・派遣



【訪問支援員】

- 都道府県等が認めた研修を修了した者のうち、都道府県等が選任した者
- 支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためにはどうすれば良いのかを対象者に情報提供する。



孤独感、自尊心の低下

誰かに相談したい、話を聞いてほしい



【精神科病院に入院する方々の状況】
医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・孤独感や自尊心の低下
- ・日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相談してよいかわからないといった悩みを抱えることがある。

第三者による支援が必要

【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

（留意点）

- ・令和6年度より法定事業として位置づけ。（守秘義務等）
- ・訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービスを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

6 モデル地域等体制整備事業

- (1) コーディネーターの配置
- (2) アシスタントの配置
- (3) 都道府県等密着アドバイザーの配置

目的	にも包括構築を支援する保健福祉事務所等の体制強化
実施主体	<ul style="list-style-type: none">● 県（精神保健推進室、精神保健福祉センター、各保健福祉事務所・地域事務所・支所）
内容	<ul style="list-style-type: none">● 圏域の地域アセスメント・取組計画（自治体情報シート・ロードマップ等）の作成● 県三者会議（精神保健推進室・保健福祉事務所・精神保健福祉センター）…年間4回● 国主催合同会議・研修等への参加…年間2回● 広域アドバイザーによる助言・支援（県三者会議等への参加）● 都道府県等密着アドバイザーによる助言・支援（圏域毎に実施）  <div style="background-color: #FFDAB9; padding: 10px; text-align: center;"><p>R7から県全域に横展開</p></div> <p>モデル地域以外の圏域に、密着AD・にも包括アシスタントを配置</p>

R6 実績

職	役割	所属・氏名	担当地域 (配置先)
広域アドバイザー 〔任命：国〕	都道府県におけるにも包括について、都道府県の担当者や都道府県等密着アドバイザーに対して助言・支援を行う。	埼玉県精神保健福祉センター 吉田太郎氏（精神保健福祉士）	県全域
都道府県等 密着アドバイザー 〔推薦：都道府県 →任命：国〕	医療・保健・福祉分野の専門家。 障害保健福祉圏域におけるにも包括について、保健福祉事務所の担当者等に対して助言・支援を行う。 広域アドバイザーと連携。	東北福祉大学 森明人 准教授 柴田・角田地域訪問看護ステーション 所長 渋谷幸江氏	仙南
		仙台大学 氏家靖浩 教授	仙台 塩釜 黒川
		社会福祉法人ありのまま舎 センター長 佐々木晃氏	仙台 岩沼
にも包括コーディネーター 〔県会計年度任用職員〕	モデル地域の保健福祉事務所等の職員と協働し、圏域または県全体のにも包括の取組を企画・実施する。	精神保健福祉士	精神保健福祉センター
		保健師	仙台

<R6年間スケジュール>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	密着AD 推薦・ 任命	国合同 会議 県三者 会議①			県三者 会議②	国AD研 修		県三者 会議③		国合同 会議 県三者 会議④	

自治体情報シート
等の作成

県密着ADとの連携・現地支援（各圏域）

(4) 地域移行推進体制整備事業補助金

目的	精神障害者の地域移行・地域定着支援のための人材確保・人材育成支援
対象	モデル地域（仙南・仙台圏域）の ● 精神科病院（内容①②） ● 指定相談支援事業所（内容②）
内容	① 「療養生活継続支援加算」を算定するために新規採用する専任の精神保健福祉士の人事費の助成（補助率10/10,補助限度額1病院あたり3,500千円） ② 精神障害者の地域移行・地域定着支援のための研修等経費の助成（補助率10/10,補助限度額1か所あたり150千円）
R6実績	① なし ② 補助金交付件数…1病院

7 受入体制拡充支援事業

目的	障害福祉サービス量の受給ギャップや地域偏在の解消、精神障害の特性に合わせたサービス提供や医療・保健・福祉サービスの相互連携等による質の向上を図るために、今後検討を予定している地域生活支援施策の基礎資料とする。
実施主体	<ul style="list-style-type: none">● 精神保健推進室（業者委託）
内容	地域生活支援施設整備及び地域生活支援ニーズに関する実態調査 対象：共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練施設、精神科病院、基幹相談支援センター、精神疾患有する当事者